

事前相談（質問）:カーボンニュートラルに寄与する提案

| 相談（質問）事項 | 相談（質問）の内容 | 回答 |
|-------------|---|--|
| 地元の事業者の対象範囲 | 地元の事業者は伊賀市の事業者のみが対象となるのか | 地元事業者の範囲は伊賀市内に本社のある事業者となります。 |
| 地元事業者の参画範囲 | 複数の協力会社の内、地元事業者の参画は一部あるいは全てである必要があるのか | 地元事業者の参画については、複数の協力会社が見込まれる場合、全てである必要はございません。 ただし、募集要項 7.提案要件（5）留意事項 アにて「提案事業の円滑な実施に向け、地元の事業者の提案事業への参画を促すよう努めるものとする。」と規定しておりますので、地元事業者の積極的な参画をお願いします。 |
| 体制について | 施工業者について伊賀市業者の指定はあるか | 指定はございません。 ただし、地元事業者の参画については、募集要項 7.提案要件（5）留意事項 アにて「提案事業の円滑な実施に向け、地元の事業者の提案事業への参画を促すよう努めるものとする。」と規定しておりますので、地元事業者の積極的な参画をお願いします。 |
| 対象施設について | PFI事業施設や民間委託先への設置は可能か | 可能です。 提案が採択された場合、事業化に向けた協議のなかで、PFI事業者および委託業務の受託者等と市、提案事業者の3者で協議を実施することを想定しています。 |
| 対象施設について | 伊賀市景観計画などの影響を受ける施設の瓦屋根等に太陽光を置くことが可能か | 伊賀市ふるさと風景づくり条例に基づき、景観形成基準を定めています。 景観形成基準の中に、「外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置にするか、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。」としています。屋根に太陽光を設置することは上記に当てはまりますので、設置する場合は景観に配慮していただく必要があります。 詳しくは伊賀市都市計画課 公園景観係（0595-41-0290）までご相談ください。 |
| 対象施設について | 施設の図面や電気使用量、電気料金、契約電力、デマンドデータ等の情報提供は可能か | 可能です。ご提案を検討いただいている施設名称を事務局（資産経営課 0595-22-9690、fm@city.iga.lg.jp）までご報告ください。 |
| 事業実施期間 | 提案要件に原則5年以内と記載があるが、太陽光のPPAの場合20年程度と長期の事業期間となるが、可能であるか | 太陽光のPPAについては、募集要項 7. 提案要件（3）ア 提案事業の実施期間のただし書き「施設整備又は設備改修を伴う提案等、5年を超えることが必要と判断される場合は、この限りではありません。」に該当するため、提案は可能となります。 |
| 工事期間 | 着工・竣工時期等に指定があるか | 着工・竣工時期等に指定はございません。 提案が採用された場合、事業化に向けた協議のなかで市と事業者で協議し決定することを予定しております。 |
| 機器の先行手配 | 協議の成立後に提案事業の実施について契約となっているが、納期に時間がかかる機器の先行手配は可能であるか | 提案が採用された場合、優先交渉権者と市の間で事業化に向けた協議に関する協定書の締結を予定しております。（事業化に向けた協議期間については最大1年間となります。） 機器の先行手配について、協定書の締結以後、実施可能となりますが、事業化に向けた協議の結果、「事業化しない（できない）」となった場合、手配した機器の費用については、事業者負担となります。 |
| 補助金の活用 | 太陽光の導入にあたり、国の補助金を活用するのか | 事業スキームや実施要件等が合致するのであれば、国の補助金を含め、積極的な活用を予定しております。 |

事前相談（質問）:カーボンニュートラルに寄与する提案

| 相談（質問）事項 | 相談（質問）の内容 | 回答 |
|-------------|---|--|
| 埋蔵文化財包蔵地の確認 | 上野総合市民病院及び伊賀市本庁舎の敷地が包蔵地に該当しないか | 両施設敷地については、ともに埋蔵文化財包蔵地には該当しません。 ただし、上野総合市民病院敷地南側に隣接する山林内に古墳がありますのでご注意ください。 |
| 費用分担 | 屋根の状態が悪い場合に、設置前の屋根防水や修繕工事等は市負担で可能か | 募集要項 7. 提案要件にて「原則として、市における新たな財政負担を伴わないものであること。ただし、市の行政運営にとって多大な貢献をする提案で、市においても一定の予算措置をすべきと判断したものについては、この限りではありません。」と規定しております。 屋根の防水や修繕工事等を市で負担することは可能ですが、ご提案事業により防水、修繕工事等の費用負担を相殺できることが条件となります。 |
| 費用分担 | 既設建物に太陽光発電を乗せた場合の構造計算費用は事業者側負担か | 構造計算費用は事業者側負担を想定しております。 提案が採択された場合、構造計算については事業化に向けた協議のなかで実施することを想定しており、構造計算に必要な資料については市より提供いたします。 |
| 費用分担 | 契約年数経過後に設備撤去は見込む必要はないか？ | 契約満了後の設備の取扱いについて、市からの指定はございません。 ご提案内容に含めていただきたいと存じます。 |
| 契約 | PPA事業は長期に渡る契約になります。20年ほどの随意契約は可能か。 | 太陽光のPPAについては、実施要項 7. 提案要件 (3) ア 提案事業の実施期間のただし書き「施設整備又は設備改修を伴う提案等、5年を超えることが必要と判断される場合は、この限りではありません。」に該当するため、長期間の契約を前提とした提案は可能となります。 事業化に向けた協議にて市、事業者双方合意が形成された場合、随意契約を予定しております。 |
| 契約 | 契約期間途中で市側都合による撤去や移設要請があった際には、その費用や残債について保証されるか | 契約書にて締結した事業期間途中で市都合による撤去、移設要請を実施した場合、その費用及び残債について保証することを想定しております。 ただし、保証の範囲、割合等詳細については事業化に向けた協議のなかで決定することを予定しております。 |
| 契約 | PPA契約書等は伊賀市側で準備か | 伊賀市で準備することも可能ですが、内容については双方協議のうえ決定することを予定しております。 |
| 契約 | PPAサービス単価の提示は、10月の提案段階で提示が必要か。具体的な仕様が決定していない段階では提示は困難 | PPAサービス単価については、提案の採択にかかる重要な要素となりますので、提案段階で提示していただくことが必要となります。 上記を含め、提案の検討に必要な資料等ありましたら事務局までお申し付けください。 |
| 契約 | 事業化に向けた協議段階で設置先の状況や費用対効果が合意できない場合（PPAサービス料金単価が購入電気よりも高い等）は辞退で良いか | ご質問のとおりとなります。 |
| 契約 | PPAによる電力サービス契約においては、市がPPA事業者を支払う電気代は電気料金だけでなくメンテナンス代や保険等も含めたサービス料金です。経理区分上、電気料金ではなくなる可能性があります問題ありませんか | 経理区分上の請求内容については、サービス料金等を含めた上で、電気料金（光熱水費）でご請求ください。 |

事前相談（質問）:カーボンニュートラルに寄与する提案

| 相談（質問）事項 | 相談（質問）の内容 | 回答 |
|--------------------------------|--|--|
| (9/27 追加) 伊賀市の温室効果ガス排出量について | <p>今回の提案での削減効果の数値化に必要なため、下記どちらのデータを使用したら良いか、また、最新の年度排出量を教えていただきたい。※</p> <p>令和5年3月伊賀市環境基本計画</p> <p>2013年度排出量 1,478 千t-CO2</p> <p>2030年度排出量 798 千t-CO2 目標</p> <p>※伊賀市地球温暖化対策実行計画 事務事業編P48</p> <p>2013年度排出量 25,473 千t-CO2</p> <p>2030年度排出量 18,003 千t-CO2 目標</p> | <p>伊賀市地球温暖化対策実行計画 事務事業編のデータを使用してください。ただし、同計画策定後に国が温室効果ガス削減目標を46%削減としたことから、同計画においても同様に削減目標を46%削減とするため見直しを進めていますのでご注意ください。</p> <p>また、最新の2022年度排出量につきましては、二酸化炭素のみ集計済みですのでご参考にしてください。</p> <p>2013年度二酸化炭素排出量 24,999,943kg-CO2</p> <p>2022年度二酸化炭素排出量 20,406,988kg-CO2</p> <p>※ご質問内の二酸化炭素排出量の単位についてご確認ください。</p> |
| (9/27 追加) 再エネ取組み状況について | <ul style="list-style-type: none"> 再エネ目標値と達成期限(〇年までに市施設の〇%)を) | <p>具体的な数値は設定しておりませんが、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すにあたり、様々な手法の中でも再生可能エネルギーの導入は重要であると考えております。ご提案によって得られる削減効果をお示し下さい。</p> |
| (9/27 追加) 再エネ取組み状況について | <ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組み内容 | <p>公共施設への再生可能エネルギー発電の計画的な導入について、準備を進めております。</p> |
| (9/27 追加) 再エネ取組み状況について | <ul style="list-style-type: none"> 現在利用されている電力会社(差し支えなければ) | <p>契約電力については株式会社エネリンク（再エネ電力主体）、中部電力ミライズ等になります。施設毎に異なりますので、事務局までお問い合わせください。</p> |
| (9/27 追加) 体制について | <p>地元事業者の対象範囲に法人種別は関係するののか</p> | <p>法人種別は関係ございません。</p> <p>ただし、以下のように規定しておりますので、提案者については要件を満たしたうえでご提案願います。</p> <p>募集要項 5. 参加者の参加要件等 ア 提案者は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する法人（企業、NPO法人等）、個人事業主又は任意団体とします。</p> <p>募集要項 7. 提案要件 イ 市との協議過程を経て、提案者自らが事業実施者として確実に履行できるものであること</p> |
| (9/27 追加) 事業内容について | <ul style="list-style-type: none"> 具体的な事業の規模感(必要発電量、事業期間) | <p>ご提案内容にて協議いたします。</p> |
| (9/27 追加) 事業内容について | <ul style="list-style-type: none"> 事業のスケジュール感(〇年までに事業化決定) | <p>令和5年11月末を予定しております優先交渉権者の選定後、事業化に向けた協議を実施致します。（1年間程度、延長可能）協議の結果、事業化について市および事業者の双方が合意した場合、事業化が決定となります。</p> |
| (9/27 追加) 事業内容について | <ul style="list-style-type: none"> 伊賀市様が負担可能な予算額(募集要項7.(1)提案内容ウ) | <p>原則として、市における新たな財政負担を伴わないものであることが要件となります。</p> <p>一例として提案事業により、電気代等の費用が削減できることが見込まれ、その削減費用と同額の設備投資を実施するなどについては上記に該当します。</p> <p>「市の行政運営にとって多大な貢献をする提案で、市においても一定の予算措置をすべきと判断したものについては、この限りではありません。」のただし書についてはご提案内容に応じ協議いたします。</p> |
| (9/27 追加) 事前質問について | <p>事前相談(質問)の受付締め切り日9/22以降も、提出書類の受付締め切り日10/20までは、法令等の確認について所轄課にお問い合わせすることは可能でしょうか。</p> | <p>法令等の確認についての所管課への問い合わせは事前相談（質問）締め切り後も可能です。</p> |

事前相談（質問）:カーボンニュートラルに寄与する提案

| 相談（質問）事項 | 相談（質問）の内容 | 回答 |
|-----------------------------|---|---|
| (9/27 追加) 物件調書1について | オンサイトPPAでの太陽光発電事業(屋根置き、自家消費型)をする場合、希望される対象物件はございますか。 | 物件調書1のロングリストに記載した施設であれば、市として特に希望はございません。 ご提案事業の事業化を見込むことができる施設についてご提案いただければと存じます。 |
| (9/27 追加) 物件調書1について | オフサイトPPAでの太陽光発電事業(野立て、再エネ電気を市施設へ送電)をする場合、パネル設置が認められる土地はございますか。 | 市有地のうち、未利用地についてご案内することは可能です。ただし、太陽光パネルの設置にあたっては周辺地域住民の同意及び設置面積に応じて三重県への届出等が必要となります。 |
| (9/27 追加) 使用する市施設について | 物件調書1以外の市有財産は使用できますか(未利用地売却・貸付物件、ため池等)。 | ご提案いただくことは可能です。ただし、物件によりご希望に添えない場合もございます。 物件により諸条件が異なるため、具体的な物件名を事務局までご相談ください。 |
| (9/27 追加) 提案審査について | 2023年11月中旬に予定されている提案審査(プレゼンテーション)とは、具体的にどのような審査でしょうか。 | 担当所管課長等で構成される審査委員へ提案事業内容を10月20日までにご提出頂いた提案書に基づき、ご説明いただきます。 ※プレゼンテーション資料は別途作成可能です。なお、10月20日以降の提出資料の差し替えは不可となります。 プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度を予定しております |
| (9/27 追加) 様式第3号 特記事項について | 用紙が不足する場合は、独自のPowerPoint資料等を用いて代用しても良いでしょうか。また、会社概要についても添付することは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| (9/27 追加) 書類審査について | 本提案制度で落選した場合、再度事業内容を練り直し、伊賀市へ提案することは可能でしょうか。 | 可能です。 ただし提案受付は公募期間のみとなります。 |
| (10/12 追加) 既設太陽光発電設備について | 太陽光発電設備が設置済の施設と設置容量・全量売電や自家消費等の用途、今後設置予定がある施設を教えてください。 | 別添「太陽光発電設備及びLED化の導入状況」をご確認ください。 |
| (10/12 追加) LED化について | 小中学校・道路等・公園等・本庁舎以外の施設の照明LED化提案のため、LED化されていない施設、まだLED化の予定が無い施設を教えてください。 | 別添「太陽光発電設備及びLED化の導入状況」をご確認ください。 |